

# 公共施設等における分煙化実態調査(平成19年5月)の概要

平成19年5月30日

福島県保健福祉部健康増進グループ

## 1 調査の目的

分煙等の対策を推進するための現状を把握する。

### ※空間分煙の定義

喫煙場所を設定し、それ以外の空間においては、たばこの煙に「全く」さらされない配慮がされた分煙方法であり、単に空間を区切っただけで、煙が非喫煙場所にも流れている場合は「空間分煙」には該当しない。(平成15年11月の調査よりこの定義を使用。)

## 2 調査対象

市町村及び県関係機関並びに学校教育法に定める学校

### ※前回調査との変更点

- 1) 「健康ふくしま21計画」の中間見直しにより、空間分煙実施率(学校)が敷地内全面禁煙実施率(学校教育法に定める学校)と変更となったため、これまで市町村立小中学校、県立学校を対象としてきたが、県内の全ての(私立を含む)小中学校、高等学校、中等教育学校、大学(短大、大学院含む)、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園等の学校教育法第一条で定める学校を対象とした。
- 2) 市町村立の保育施設、医療機関及び文化施設を追加で対象とした。

## 3 調査時点・方法

平成19年5月1日現在の状況についてアンケート調査を実施した。

## 4 調査結果の概要

### (1) 市役所・町村役場庁舎

市役所、町村役場のうち本庁舎が、分煙、庁舎内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している市町村は71.7%(43/60)となった。(前回は67.2%、41/61)

また、庁舎内全面禁煙を実施している本庁舎は、60市町村のうち18市町村となった。(前回は61市町村のうち17市町村)

なお、本庁舎にその他の庁舎等を加えた場合の116施設のうち、分煙、庁舎内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している施設は79施設(68.1%)となる。

	平成19年5月	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月	平成16年11月
本庁舎	71.7%	67.2%	62.3%	62.5%	61.4%	54.4%
主な施設	68.1%	—	—	—	—	—

※60市町村の市役所・町村役場庁舎のうち主な庁舎116施設から回答を得た。

### (2) 市町村立医療機関(新規対象)

今回の調査より対象としたが、分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している割合は100%であった。回答のあった32施設のうち、分煙が7施設、施設内全面禁煙が19施設、敷地内全面禁煙が6施設であった。

平成19年5月
100.0%

※市町村立の医療機関32ヶ所から回答を得た。

(3) 市町村保健センター(福祉施設は含まない)

市町村保健センターは施設内全面禁煙が97.4%(74/76)となった。(前回は、95.2%、80/84。施設の廃止及び保健センター基準の見直しにより数が減少)

平成19年5月	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月	平成16年11月
97.4%	95.2%	91.9%	84.7%	84.7%	80.7%

※福祉施設を除く市町村保健センター76ヶ所から回答を得た。

(4) 公立保育施設(新規対象)

今回の調査より対象としたが、分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している割合は100%であった。回答のあった229施設のうち、施設内全面禁煙が62施設、敷地内全面禁煙が167施設であった。

平成19年5月
100.0%

※私立を除く市町村立及び社会福祉協議会立保育施設229ヶ所から回答を得た。

(5) 体育施設

市町村で管理している体育施設のうち回答のあった340施設について、分煙、庁舎内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している施設は283施設で(83.2%)と前回より4.8%増加した。うち、分煙は43施設、施設内全面禁煙は218施設、敷地内全面禁煙は22施設だった。

平成19年5月	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月	平成16年11月
83.2%	78.4%	70.0%	57.7%	54.7%	50.8%

※市町村で管理している体育施設340施設から回答を得た。

(6) 文化施設(新規対象)

今回の調査より対象としたが、分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している施設は150施設(76.5%)であった。回答のあった196施設のうち、分煙は6施設、施設内全面禁煙が134施設、敷地内全面禁煙が10施設であった。

平成19年5月
76.5%

※市町村で管理している196施設から回答を得た。

(7) 県施設

県の施設のうち、主な庁舎、体育施設、文化施設の分煙の実施状況は、一部の合同庁舎を除きすべて分煙が実施されていた。

対策が不十分な施設については、喫煙場所を廃止、統合等の対策が実施されていた。

まだ対策が不十分な施設については今後対策を検討している。

本庁舎	合同庁舎	体育施設	文化施設
100.0%	86.7%	100.0%	100.0%

※県の主な施設のうち、本庁舎3施設、合同庁舎15施設、体育施設2施設、文化施設10施設を対象とした。

(8) 学校教育法第一条に定める学校

① 幼稚園(新規対象)

今回の調査より対象としたが、回答のあった342施設のうち、分煙、校舎内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している施設は340施設(99.4%)だった。

うち、分煙は8施設、施設内全面禁煙は26施設、敷地内全面禁煙は306施設であった。

	平成19年5月
全	99.4%
公立	99.2%
国私立	100.0%

※市町村立幼稚園239園、その他の幼稚園全148園中103園から回答を得た。

② 小学校(一部新規対象)

今回の調査より私立小学校も対象に加えたが、回答のあった528校のうち、分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している割合は100%であった。

うち、分煙は14校、校舎内全面禁煙は81校、敷地内全面禁煙は433校であった。

	平成19年5月	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月
全	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%
公立	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%
私立	100.0%	-	-	-	-

※公立小学校(分校除く)524校、私立小学校4校から回答を得た。

③ 中学校(一部新規対象)

今回の調査より私立中学校も対象に加えたが、回答のあった239校のうち、分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している割合は100%であった。

うち、分煙は10校、校舎内全面禁煙は43校、敷地内全面禁煙は186校であった。

	平成19年5月	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月
全	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%
公立	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%
私立	100.0%	-	-	-	-

※公立中学校(分校除く)234校、私立小学校5校から回答を得た。

④ 高等学校(一部新規対象)

今回の調査より私立高等学校も対象に加えたが、回答のあった107校のうち、分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している施設は割合は100%であった。

うち、分煙は4校、校舎内全面禁煙は8校、敷地内全面禁煙は95校で、県立高等学校は全て敷地内全面禁煙となっている。

	平成19年5月	平成18年11月	平成18年5月	平成17年11月	平成17年5月
全	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
公立	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
私立	100.0%	-	-	-	-

※県立高等学校(分校除く)90校、私立高等学校17校から回答を得た。

⑤ 盲学校・聾学校・養護学校等（一部新規対象）

今回の調査より対象となったが、回答を得た16校のうち、分煙、校舎内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している施設は100%だった。

なお、校舎内全面禁煙は1校、敷地内全面禁煙は15校だった。

平成19年5月
100.0%

※県立学校(分校除く)13校、市立学校3校から回答を得た。

⑥ 大学(短期大学を含む)(新規対象)

今回の調査より対象となったが、回答を得た10校のうち、分煙、校舎内全面禁煙、敷地内全面禁煙を実施している施設は9校(90%)だった。

なお、分煙は6校、校舎内全面禁煙は2校、敷地内全面禁煙は1校だった。

平成19年5月
90.0%

※短期大学を含む10校から回答を得た。

(9) 学校教育法第一条に定める学校の敷地内全面禁煙実施率

今回の調査より、敷地内全面禁煙を実施している施設は83.4%、1,036施設だった。

計	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	盲聾養護学校	大学
83.4%	89.5%	82.0%	77.8%	88.8%	93.8%	10.0%

※学校教育法第一条に定める学校施設1,242施設から回答を得た。

今回の調査では、前回より調査対象を広げ、私立学校を含めた学校教育法第一条に規定する学校を調査対象としたが、幼稚園、大学を除く学校では、全ての施設で分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙の対策が実施されていた。

また、市町村立医療機関・保育施設においては100%の分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙が実施されている。

県庁舎・市役所・町村役場はさらに対策が必要である。

体育施設は分煙、施設内全面禁煙、敷地内全面禁煙の実施率が8割を超えたが、施設の性質上、文化施設とともに、さらなる対策が必要である。

平成18年度に中間見直しを実施した「健康ふくしま21計画」では、「空間分煙実施率(時間分煙を含めない)」から、「敷地内全面禁煙実施率(学校教育法に定める学校)」に項目を変更し、喫煙対策を推進している。

問い合わせ先

健康衛生領域健康増進グループ 内線 2759